

## 一般会員規約

(一般会員の目的)

第1条 一般社団法人 岡山県通所介護事業所協議会（以下、当法人）の基本理念、および定款に掲げる当法人の目的に賛同し、協力する団体を一般会員とする。

(当法人と一般会員の関係)

第2条 当法人と一般会員の関係は以下の通りとする。

- (1) 一般会員として、入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに一般会員となる。
- (2) 一般会員は、退会届の提出を以っていつでも退会することができ、理事会がこれを承認する。ただし、年会費が未納の場合は、年会費支払い後退会とする。  
また事業年度中の退会の場合、既納の年会費を返還しない。

(一般会員の会費)

第3条 一般会員は、会費として以下に定める額を支払う義務を負う。

会費	通常規模以上	年額	10,000円
	地域密着型	年額	7,000円

同一法人内で複数事業所を運営する場合、岡山県内の事業所に限り、2施設目より1施設につき2,000円を追徴する。ただし、一法人の会費年額は上限28,000円とする。

- (1) 会費は、原則として毎事業年度期首に発行される、請求書記載の期日までに一般会員が振込手数料を負担した上で当法人指定の口座に振り込む。なお、事業年度中に新規入会する会員の年会費は入会した月から当法人事業年度末までの月割り額を納入する。
- (2) 当法人は納入された一般会費を予算に計上する。

(一般会員資格の喪失)

第4条 会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して2年以上されなかったとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(一般会員に対する特典)

第5条 一般会員に対する特典は以下のとおりとする。

- (1) 当法人が主催する研修会を会員価格で受講することができる。
- (2) 当法人が主催する勉強会（優良施設に見学）に会員価格で参加できる。
- (3) 当法人が主催する情報交換会、懇親会に会員価格で参加できる。
- (4) 当法人が提供している情報を受け取ることができる。
- (5) 一般会員が主催するイベント、研修会等の情報を、理事会の協議上で当法人の会員へ発信することができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を必要とする。

附 則

- 1 この規程は平成 28 年 6 月 1 日より施行する。
- 2 この規定は平成 29 年 6 月 1 日より変更する。
- 3 この規定は平成 30 年 2 月 8 日より変更する。